

# 家庭用品及び消費生活用製品の表示等に関する事務

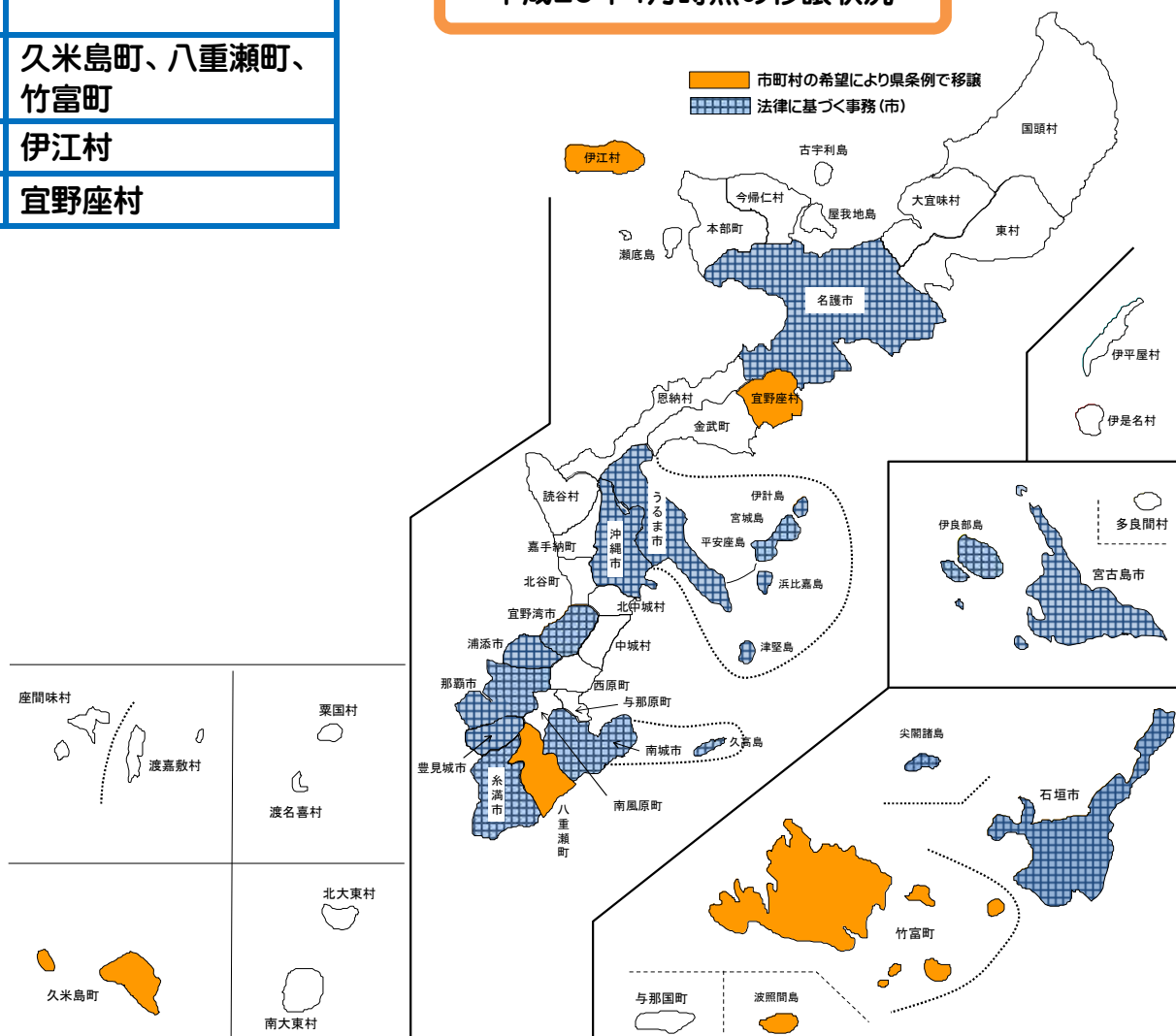
根拠法令：家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法

移譲対象：全町村

事務の内容	メリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 販売業者への立入検査</li> <li>◆ 販売業者からの報告徴収</li> <li>◆ 一般消費者からの申出の受理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住民の生活に密接な事務であることから、市町村で処理することで、より迅速できめ細かな対応が可能となり、住民サービスや住民の利便性の向上につながる。</li> </ul>
<b>県の支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 財政支援：沖縄県市町村権限移譲交付金の交付</li> <li>◆ 研修等：市町村向けの説明会の実施、県が行う立入検査への同行(実地研修)、立入検査マニュアルの作成及び提供</li> <li>◆ その他の支援：市町村担当者からの相談等への対応など、随時必要な助言や情報提供を実施</li> </ul>	

移譲年月	移譲市町村
H23.4	久米島町、八重瀬町、竹富町
H24.4	伊江村
H27.4	宜野座村

平成28年4月時点の移譲状況



# 安心・安全な住民生活の 実現に向けて



## 権限移譲事務

## 家庭用品品質表示法及び 消費生活用製品安全法に基づく事務

## 事例紹介 宜野座村

### 移譲受け入れの経緯

家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法は、家庭用品の品質表示の基準や消費生活用製品の製品ごとの基準を定める等により、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

これらの法律に基づく事務は、地域住民の生活に密接に関わるものであり、市町村において実施したほうが、より迅速できめ細かな対応が可能となることから、村において事務の権限移譲を検討し、県との協議を経て、平成 27 年度から権限移譲を受け入れることとした。

#### <家庭用品品質表示法>

消費者が日常使用する家庭用品について、商品を購入する際に適切な情報が提供されるよう、品質に関し表示すべき事項や表示の方法等について定め、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

#### <消費生活用製品安全法>

消費生活用製品（家庭用圧力なべ、ライター等）による一般消費者の生命及び身体に対する危害の発生の防止を図るため、これら製品の製造及び販売の規制や適切な保守の促進等により、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### 取組・効果

権限移譲に伴い、平成 27 年度に村内の小売業者に対し、立入検査を実施した。

立入検査は、県の検査要領に準じて実施し、繊維製品（タオル）、雑貨工業品（なべ）、ライター等を確認した。

村内の小売業者からは、家庭用品及び消費生活用製品の表示等に係る制度への理解を深めるきっかけになった等の声があった。

今後も定期的に立入検査を実施し、消費生活行政の推進、安心・安全な住民生活の実現に向け取り組むこととしている。



（担当課：宜野座村観光商工課）

平成 29 年 3 月作成